

令和8年度

笹野浄水場天日乾燥床維持管理業務委託

仕 様 書

(当初)

山形県企業局置賜電気水道事務所

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1. 適用範囲

この仕様書は、山形県企業管理者（以下発注者）が委託する、山形県企業局置賜電気水道事務所笹野浄水場の令和8年度笹野浄水場天日乾燥床維持管理業務委託に適用するものとする。受注者は、本仕様書、設計書及び「山形県県土整備部制定共通仕様書」に準じ作業を実施しなければならない。

2. 業務概要

山形県企業局置賜電気水道事務所において、天日乾燥床及び場内ストックヤードでの汚泥掘削積込、ろ過砂補充敷き均し、除雪、その他天日乾燥床及びストックヤードに係る維持管理業務を行うものである。

3. 業務実施時期

- 汚泥掘削集積～積込～運搬 : 指示による。
- ストック汚泥整形 : 場内運搬時期による。
- ストック汚泥混合 : 汚泥乾燥状況による。
- ストック汚泥積込 : 汚泥場外搬出時期による。
(別途運搬処分業務受注者と協議のうえ決定)
- 側溝清掃 : 適時 (年2回を予定)
- 機械除雪 : 適時 (除雪対象箇所は全床、年度末1回予定)
- 維持管理業務 : 必要に応じて作業を行う。

※各作業の実施時期は、運用計画のとおり想定しているが、天候や浄水処理状況、その他業務等との調整により変更となる場合があるため、運用計画における実施予定時期の概ね1カ月前に実施予定日について、監督職員と十分協議を行い決定すること。

4. 作業の流れ

汚泥掘削運搬関係

- 汚泥掘削集積 → 汚泥積込 → 汚泥場内運搬 (乾燥床→ストックヤード)
- スtock汚泥整形 → スtock汚泥混合 → スtock汚泥積込
- 汚泥運搬処分 (別途発注業務)

5. 委託内容

(1) 汚泥掘削・集積

- ア. 天日乾燥床内の汚泥の掘削を行い、任意の天日乾燥床に汚泥を集積する。
- イ. 作業は、重機が床内に入らず、床外から作業が行えるように超ロングアームバックホウを使用するものとする。
なお、床内のろ過砂は、4、5月の汚泥掘削の際に10cm程度、9、10月の汚泥掘削の際に5cm程度撤去するものとする。

(2) 汚泥積込

- 5 - (1) で集積された汚泥を運搬車両に積み込む。

(3) 汚泥場内運搬

- ア. 5- (2) で積み込んだ汚泥を場内のストックヤードに運搬し積み下ろす。
- イ. 天日乾燥床での積込状況及びストックヤードへの運搬前後がわかるように写真を撮影すること。

(4) ストック汚泥整形

- ア. 5- (3) で積み下ろした汚泥をストックヤード内に整形する。
- イ. ストック土の天端は、滞水しないようにしなければならない。
- ウ. ストック位置及び形状は、5- (1) 作業前に既設ストック土量及び発生土量を勘案し、監督職員と打ち合わせの上決定するが、汚泥の乾燥が促進されるように、可能な限り薄く広範囲に整形することとする。

(5) ストック汚泥混合

- ア. ストック土の内部乾燥を促進させるため、土を混合（天地返し）する。
- イ. 混合後のストック土の天端は、滞水しないようにしなければならない。
- ウ. 雨天時の作業は避けるものとする。

(6) ストック汚泥積込

汚泥を運搬処分業務委託（別途発注）受注者の運搬車両に積み込む。

(7) ろ過砂補充・敷き均し

- ア. 汚泥掘削時に撤去したろ過砂を（ろ過砂総厚 20 cmとなるよう）補充する。
- イ. ろ過砂は、以下の規格を満たすものとし、試験成績表を監督職員に提出する。
ろ過砂は9.52mmふるいを100%通過し0.074mmふるい通過量が6%以下であること。
また、砕石層の補修が必要になった場合には、単粒度砕石 S-40 を使用するものとする。
- ウ. ろ過砂は、天日乾燥床内に水平に敷き均す。

(8) 側溝清掃

- ア. 側溝清掃は、天日乾燥床周囲の側溝に溜まった汚泥を、天日乾燥床に水中ポンプ等にて返送するほかに、乾燥状態のものはストックヤードに運搬する。
- イ. 汚水の排水調整池等への流出がないような対策を講じなければならない。

(9) 機械除雪、機械除雪補助

天日乾燥床の汚泥乾燥を図るため、床内の雪を床外に排雪するものである。

(10) その他

天日乾燥床の維持に必要な軽微な作業を行うものとする。

6. 設計数量

- (1) 汚泥掘削集積、積込及び場内運搬の設計数量は、ストックヤードにおける整形後の実測体積をもって設計数量とする。
- (2) ろ過砂補充敷き均し体積の設計数量は、天日乾燥床設計面積に敷き均し設計厚を乗じた体積とする。なお、汚泥掘削の過掘に伴う設計変更は行わない。
- (3) 側溝清掃の設計数量は、実績回数による。
- (4) 機械除雪、機械除雪補助の設計数量は、実績稼働時間及び人数による。
- (5) 設計数量について、これにより難しい場合は、協議により決定する。

7. 施工管理

出来形管理

受注者は、以下の工種について、出来形を管理することとする。

工 種	項 目	施 工 管 理 基 準		
		規格値	測定基準	測定箇所
ストックヤード 整形	形状 寸法	—	1箇所あたり 1回測定する	変化点
ろ過砂補充・ 敷き均し	敷砂厚	設計値 以上	1床あたり 3箇所測定する	任意

8. 段階確認

受注者は、次の工種について段階確認を受けなければならない。

種 別	細 別	確 認 時 期
ストックヤード整形		整形完了後（場内運搬完了の都度）
ろ過砂補充・敷き均し		ろ過砂敷き均し完了後

9. 提出書類

受注者は、契約締結後及び施工時期に下記の書類を提出すること。

名 称	宛 先	提 出 期 日	部 数
作業責任者届	企業管理者	契約後7日以内	2部
業務計画書	監督職員	工事開始まで	2部
出来形管理図表	監督職員	完成后直ちに	1部
作業状況写真	監督職員	完成后直ちに	1部
完成写真	監督職員	完成后直ちに	1部
業務完了報告書	企業管理者	業務完了時	2部
工事打合簿等	企業管理者	適宜	2部
作業日報	監督職員	側溝清掃・機械除雪 作業完了後、速やかに	1部
監督職員の指示するもの	企業管理者	適宜	適宜

10. 検査

受注者は、業務完了後に清掃、後片付け等を実施した後、速やかに必要な書類を提出し、検査員による検査を受けるものとする。

11. 契約上及び施工上の注意事項

- (1) 設計書及び本仕様書に記載された事項は概略仕様を指示するものであり、本委託作業を行う際は、本業務に関して技術的及び作業上当然行うべきことについて全て含み、受注者は委託目的を満足するよう施工しなければならない。
- (2) 冬季の施工時には、安全上十分に配慮しながら作業するものとする。積雪により施工箇所が不明瞭となるため、作業前に現地調査を十分に行い、マーキング等により、業務を行うものとする。
- (3) 天日乾燥床に係る維持修繕が必要と思われることがあれば、監督職員に協議しな

ければならない。

- (4) 本作業の安全対策等については、監督職員が特に指示する場合はそれに従うこととし、その他の安全管理全般については受注者の責任において管理すること。
- (5) 機械設備付近等の作業及び重機械の場内移動の際には、破損事故等のないよう、必要な防護工を施す等、十分に注意して作業を行うこと。
- (6) 事故等が起きた場合、速やかに監督職員に連絡し、必要な処置を取ること。
- (7) 作業等の詳細は、監督職員と現場代理人の相互において協議の上行うこと。
- (8) スtockヤード積込について、日当り 99m³ 運搬可能なものとし、積算を行っているが、作業状況が著しく異なる場合は、設計変更の対象とする。
- (9) 汚泥積込作業等に使用する機械の運搬は、機械質量 20 t を越えるものは、積み上げ計上しているが、機械質量 20 t 未満は、共通仮設費率分に含まれるものとする。また、機械質量 20 t 未満の機械の運搬は、必要に応じ監督職員と打合せのうえ運搬・使用するものとする。